

会費免除の手續に関する規則

(平成十九年十二月二十一日規則第二百五号)

改正 平成二五年一月一九日

同 二七年 二月一九日

同 三一年 四月一八日

(趣旨)

第一条 この規則は、会則第九十五条の四第四項の規定に基づき、会費及び特別会費(以下「会費等」という。)の免除に関し、免除手續その他必要な事項を定める。

(会則第九十五条の四第一項の規定に基づく免除申請手續)

第二条 会則第九十五条の四第一項の規定に基づき会費等の免除を受けようとする弁護士である会員は、同項各号に掲げる事由の別を記載した会費等免除申請書を所属する弁護士会に提出して申請しなければならない。

2 弁護士会は、所属の弁護士である会員が会則第九十五条の四第一項第三号に掲げる事由に該当する場合において、当該会員が自ら前項に規定する申請をすることができないことが明らかであるときは、当該会員について会

- 1 -

費等の免除を申請することができる。ただし、当該会員の意思に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

3 会費等の還付に関する規定の適用については、前項の規定による会費等の免除申請は、当該会員が自らした免除申請とみなす。

(会則第九十五条の四第二項の規定に基づく免除申請手續)

第三条 会則第九十五条の四第二項の規定に基づき会費等の免除を受けようとする弁護士である会員は、次に掲げる事項を記載した会費等免除申請書を所属する弁護士会に提出して申請しなければならない。

一 出産予定日又は出産日(流産又は死産のときは、その日。以下同じ。)

二 多胎妊娠であるときは、その旨

三 出産時の会費免除に関する規程(会規第八十四号)

第三条に規定する免除期間中の会費等を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

(添付書類)

第四条 前条の会費等免除申請書には、出産予定日又は出産日を証する書類を添付しなければならない。

- 2 -

(会則第九十五条の四第三項の規定に基づく免除申請手続)  
(続)

第五条 会則第九十五条の四第三項の規定に基づき会費等の免除を受けようとする弁護士である会員は、次に掲げる事項を記載した会費等免除申請書及び誓約書兼育児予定書(別記様式第一号)を所属する弁護士会に提出して申請しなければならない。

一 子の氏名及び子の出生した日  
二 多胎妊娠により二人以上の子が出生した場合は、その旨

三 免除を申請する期間

四 当該子についての会則第九十五条の四第二項の規定に基づく出産時における会費等の免除の有無

五 育児期間中の会費免除に関する規程(会規第九十八号)第二条に規定する免除期間中の会費等を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

(添付書類)

第六条 前条の会費等免除申請書には、戸籍謄本又は子との関係が明らかになる住民票を添付しなければならない。

第七条 会則第九十五条の四第三項の規定により会費等の

- 3 -

免除を受けた弁護士である会員は、免除期間を四か月ごとに区分した各期間ごとに、当該期間経過後一か月以内に、当該期間に係る育児実績書(別記様式第二号(最終の期間については別記様式第三号)又はその内容に改変を加えない範囲で本会が別に定める様式)を本会に提出しなければならない。

2 第十条第三項の規定により会費等の還付を受けようとする弁護士である会員は、前項の例に従い作成した育児実績書を、第五条に規定する申請に際して提出しなければならない。

(育児実績書の提出方法)

第七条の二 前条第一項の育児実績書の提出方法は、次に掲げる方法とする。

一 持参する方法

二 郵送する方法

三 ファクシミリを利用して送信する方法

四 ウェブサイトへ入力する方法

五 電子メールに添付して送信する方法

(免除の取消し)

第八条 本会は、弁護士である会員が第七条第一項の育児実績書を提出せず、又は育児の実績が著しく不足する等

- 4 -

免除を取り消すべき事情が判明した場合には、免除を取り消すべき事情が生じた月に遡って、会費等の免除を取り消すことができる。

2 前項の規定により免除を取り消された弁護士である会員は、本会が指定する日までに所属する弁護士会を経て、本会に対し、免除を取り消された期間に係る会費等を納めなければならない。

(免除の失効)

第九条 会則第九十五条の四第三項の規定による会費等の免除は、当該申請の対象とした子が免除期間の満了前に死亡した場合その他子の育児を必要としなくなる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当然に効力を失う。この場合において、同項の規定により会費等の免除を受けた弁護士である会員は、速やかに、所属する弁護士会を通じて、当該事由が生じた旨を届け出なければならない。

第九条の二 会則第九十五条の四第二項及び第三項の規定により会費等の免除を受けようとする会員は、会費等の免除申請が承認された後は、免除期間を変更することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、会則第九十五条の四第二項

- 5 -

の規定による会費等の免除申請が承認された後に当該申請に係る妊娠が多胎妊娠であることが判明したときは、当該会員は多胎妊娠の場合の免除期間に変更することができる。

(還付)

第十条 本会は、会則第九十五条の四第一項第三号に規定する事由に基づく会費等の免除申請においては、当該申請をした弁護士である会員が所属する弁護士会から会費の全額免除を受けた時以降に本会に納付した会費等を還付する。

2 本会は、会則第九十五条の四第二項の規定に基づく会費等の免除申請において、当該申請をした弁護士である会員が第三条の会費等免除申請書を提出した時までに免除期間中の会費等を納付しているときは、当該免除期間中の会費等を還付する。

3 本会は、会則第九十五条の四第三項の規定に基づく会費等の免除申請において、当該申請をした弁護士である会員が第五条の会費等免除申請書を提出した時までに免除期間中の会費等を納付しているときは、当該免除期間中の会費等を還付する。

(申請期間)

- 6 -

第十一条 第三条の会費等免除申請書は、出産日から一年を経過したときは提出することができない。

2 第五条の会費等免除申請書は、子が二歳に達する日の属する月を経過したときは、提出することができない。

(会則第九十五条の四第二項と第三項との関係)

第十二条 会則第九十五条の四第二項の規定に基づく会費等の免除申請は、同条第三項の規定に基づく会費等の免除申請を妨げない。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一九日改正)

第一条及び第五条から第十二条まで並びに別記様式(新設)の改正規定は、育児期間中の会費免除に関する規程の施行の日から施行する。

(平成二六年九月一八日理事会決議で平成二七年

四月一日から施行し、同月以降の育児について

適用)

附 則 (平成二七年二月一九日改正)

第二条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月一八日改正)

第五条、第七条、第七条の二(新設)、第八条第一項、第九条の二(新設)、別記様式及び別記様式第一号から別記様式第三号まで(新設)の改正規定は、平成三十一年三月一日総会決議による育児期間中の会費免除に関する規程第二条の改正規定の施行の日から施行する。

(平成三一年四月一八日理事会決議で令和元年一月一日から施行し、同月以降に出生した子の育児について適用)

別記様式第1号（第5条関係）

## 誓 約 書

日本弁護士連合会会長 殿

私は、日本弁護士連合会会則第95条の4第3項の規定及び育児期間中の会費免除に関する規程に基づく会費等免除申請を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 育児と弁護士業務との両立を支援するものである育児期間中の会費等免除制度の趣旨を十分に理解した上で、この制度を利用すること。
- 2 この制度の趣旨に反する利用はしないこと。
- 3 会費免除の手続に関する規則第8条の規定により免除を取り消された場合は、免除を取り消された期間に係る会費等を貴会の指定日までに納めること。

以上

年 月 日

申請者（住所）

（電話番号）

注 育児期間中に連絡が可能な電話番号を記載してください。

（所属弁護士会）

（登録番号）

（氏名）

印

注 職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。

---

## 育 児 予 定 書

私は、以下の育児を行うことを予定しています。

- |                                 |                                      |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 授乳・ミルク | <input type="checkbox"/> 子の食事準備・介助   | <input type="checkbox"/> 保育施設等の送り・迎え |
| <input type="checkbox"/> おむつ替え  | <input type="checkbox"/> 子の衣類の洗濯・着替え | <input type="checkbox"/> 子の寝かしつけ     |
| <input type="checkbox"/> 子の入浴   | <input type="checkbox"/> その他（        | ）                                    |

※個人情報の利用目的については、下記に掲載しています。

[https://www.nichibenren.or.jp/copyright/database\\_purpose.html](https://www.nichibenren.or.jp/copyright/database_purpose.html)

## 育児実績書

年 月 日

免除期間： 年 月 から 年 月 まで

この育児実績書の対象期間： 年 月 から 年 月 まで

氏名 \_\_\_\_\_（※職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記入してください。）

所属弁護士会 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_（※育児期間中に連絡が可能な電話番号を記載してください。）

該当する子の生年月日 年 月 日

1 私は、この育児実績書の対象期間に以下の育児を行った。

授乳・ミルク ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の食事準備・介助 ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

保育施設等の送り・迎え ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

おむつ替え ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の衣類の洗濯・着替え ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の寝かしつけ ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の入浴 ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

その他（上記以外に行った育児を具体的に記載してください。）

- 記載例
- ・ 平日家族の食事の準備を行った。
  - ・ 申請した子以外の兄弟姉妹の世話をを行った。

[ \_\_\_\_\_ ]

2 育児期間中の会費等免除制度について御意見・御感想等がありましたら記載してください。

[ \_\_\_\_\_ ]

## 育児実績書

年 月 日

免除期間： 年 月 から 年 月 まで

この育児実績書の対象期間： 年 月 から 年 月 まで

氏名 \_\_\_\_\_（※職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記入してください。）

所属弁護士会 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_（※育児期間中に連絡が可能な電話番号を記載してください。）

該当する子の生年月日 年 月 日

1 私は、この育児実績書の対象期間に以下の育児を行った。

授乳・ミルク ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の食事準備・介助 ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

保育施設等の送り・迎え ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

おむつ替え ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の衣類の洗濯・着替え ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の寝かしつけ ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

子の入浴 ほぼ毎日 週3～4日 週1～2日

その他（上記以外に行った育児を具体的に記載してください。）

記載例

- ・平日家族の食事の準備を行った。
- ・申請した子以外の兄弟姉妹の世話をを行った。

[ ]

2 育児期間中の会費等免除制度についての御意見（良い点，改善すべき点，その他）を記載してください。

[ ]

3 育児期間中の会費等免除制度を利用した御感想を具体的に記載してください。

記載例

- ・育児に集中したことで日々の子の成長を感じ取れた。
- ・土日の仕事を控えたり，仕事の帰宅時間を早めるなど，育児と仕事の両立について特に意識するようになった。

[ ]

4 育児と仕事の両立に関し，日弁連に期待される支援策等についての御意見を記載してください。

[ ]

※個人情報の利用目的については，下記に掲載しています。

[https://www.nichibenren.or.jp/copyright/database\\_purpose.html](https://www.nichibenren.or.jp/copyright/database_purpose.html)